

○建築基準法第 52 条第 8 項の規定による区域の指定等

平成 18 年 3 月 28 日

岡山県告示第 176 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 8 項の規定により知事が指定する区域及び別に定めた数値は、次のとおりとする。

一 指定する区域

（中略）第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

二 別に定めた数値

次の式により算出した数値とする。

$$V_r = V_c \times \left[1 + \left\{ \left(\frac{3}{3-R} - 1 \right) \times 0.4 \right\} \right]$$

（この式において V_r 、 V_c 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 建築基準法第 52 条第 8 項に規定する別に定めた数値

V_c 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値

R 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が 1/4 未満の場合は、0 とする。）

以下略